

令和7年度 神戸市立葺合中学校 部活動に係る活動方針

1. 部活動の意義

葺合中学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成をするものである。また、異年齢との交流の中で、生徒同士や教師、指導員等との好ましい人間関係の構築を図ったり、自らの目標の達成に向けて粘り強く挑戦したりするなど人間形成に資するものである。

2. 部活動の活動方針

部活動により、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質・能力の基盤を育むことを目的とする。したがって体力や技能の向上をめざすことだけに偏ることなく、適切な指導や支援によって、仲間と協力したり、切磋琢磨したり、生徒一人ひとりが充実感や達成感を味わうことができるようにする。

3. 部活動のあり方

神戸市立中学校部活動ガイドライン(H30年5月策定)に則り、成長の著しい中学生期にふさわしい適切な指導を計画的に行うとともに、体罰や暴言、ハラスメントの根絶を徹底とし、安全で安心な指導の徹底と活動環境を整える。また、専門的な知識を有する部活動指導員(外部人材)を活用し、より充実した部活動の実施を目指す。

4. 適切な指導の実施指導と体制

部活動の運営は、生徒の意見を十分に反映させることが重要である。したがって練習計画や練習内容を含め「生徒自らが安全で楽しい部活動のルール作りをし、主体的に活動する態度を育てる」という視点に立った指導体制を推進する。

(1) 活動計画・実施報告書の作成

葺合中学校の本方針に則り、顧問は毎月の活動計画作成し、生徒・保護者に知らせることにより、活動内容を把握し、生徒が安心、安全に活動を行い、過度な負担となっていないか、多くの目で検証する。また、校長への実績報告をもって、校長は把握、指導、是正をおこなう。

(2) 活動時間および日数について

- ① 部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、バランスのとれた生活を送ることができるよう、学期中は、週当たり2日以上以上の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。平日の休養日は、原則水曜日に設ける。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ② 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- ③ 1日の活動時間は、長くとも平日では2時間、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。(休業日の練習に参加する場合は、『週休日等における部活動参加同意書』の提出が必要)
- ④ 早朝練習は、実施しない。

(3) 活動場所の整備に努め、部活動で使用する用器具の安全な取り扱いや管理・点検に努める。

(4) 1年間の大会やコンクールなどの出場の見直しを行い、生徒、教員共に心身の負担や校外への移動に伴う交通費等にかかる家庭の経済的な負担を軽減する。対外試合等による校外への移動については公的交通機関(貸切バス・タクシー等含む)を利用し、集合及び解散場所は校区内を原則とし、教員または校長が認める

5. 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

運動部: 男子バスケットボール部、女子バレーボール部、剣道部、女子ソフトテニス部、
男子ソフトテニス部、野球部、女子卓球部
文化部: ジャズバンド部、美術部

(2) 神戸市立中学校拠点校制度

本校にない以下の部活動において、原則として昨年度参加者と新1年生が小学校時に1年以上継続して経験してきた生徒を対象として、この制度を活用することができる。

1. 卓球 2. 柔道 3. 剣道 4. 体操 5. 相撲 6. バドミントン 7. 陸上 8. 水泳
9. バスケットボール 10. 硬式テニス

※「神戸市立中学校拠点校リーフレット」を参考にする

(3) 完全下校時刻

平日は原則として17時00分下校とする。ただし、授業等が早く終了した場合は部活動ガイドラインに則り、2時間以内の活動とする。

※大会・コンクール前の延長練習については、保護者の承諾を得たうえで、30分程度認める。

(4) テスト期間中の部活動

原則として定期考査一週間前は活動停止期間とする。ただし、大会・コンクール前には、保護者の承諾を得た上で特別練習を行うことができる。

(5) 土・日・祝日などの警報発表時の部活動について

- ① 午前7時00分の段階で神戸地域に「暴風」「大雨」「洪水」「高潮」警報が発令されている場合、午前の活動中止は中止とする。
- ② 午前10時00分現在、警報が解除になった場合、午後より活動可能とする。
- ③ 午前10時00分現在、警報発表中の場合、部活動は中止とする。

(6) 部活動の服装

- ① 運動部の場合は、原則として体育授業時の服装で活動する。
ただし、部の特性を考え、必要な服装やその他のものは、部内で指導されたものを着用する。
- ② 休日の練習や試合などでは、登下校についても同様とする

(7) その他

「KOBE◆KATSU」に関して、令和8年8月に移行となります。(文化部は文化祭まで)